

1. 風営法改正法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

特定遊興飲食店営業に関する営業可能地域や営業時間制限の基準等を規定する（当該基準に従い都道府県が条例を制定する。）。

2. 風営法に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類を規定する。

3. 風営法施行規則の一部を改正する国家公安委員会規則案

照度の測定方法、特定遊興飲食店営業の構造・設備の基準等を規定する。

4. 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する 国家公安委員会告示案

苦情の処理に関する帳簿等への記載事項を電磁的方法により記録する場合に確保すべき基準を規定する。

5. 解釈運用基準（生活安全局長通達）の改正案

特定遊興飲食店営業に該当する営業形態の明示等を行う。

風営法改正法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案のうち 風営法施行令の一部改正案の概要

1. 特定遊興飲食店営業に係る規定の新設

(1) 営業可能な地域の基準を以下のとおり定める。(→当該基準に従い、都道府県条例で具体的な地域を指定する。)…第22条

ア 以下のいずれかの地域で営業可能とする(イの地域を除く。)

- 風俗営業、深夜酒類提供飲食店営業等がおおむね300軒/km²以上の割合で存在する繁華街
- 深夜においておおむね100人/km²以下の割合で人が居住する地域

イ 以下の地域では営業不可とする。

- 住居集合地域
- 住居集合地域の周辺(繁華街の中の幹線道路沿いを除く。)
- 入院可能な病院・診療所、入所可能な児童福祉施設等の周辺

(2) 営業時間の制限の基準を以下のとおり定める。(→当該基準に従い、都道府県条例で具体的な地域・時間を指定する。)…第24条

- 通勤・通学等のために早朝の環境保全が必要な地域で、営業時間の制限を可能とする。
- 制限時間は、午前5～10時の間で指定する。

2. 風俗営業に係る規定の改正

- 現行の風営法施行令では、住居集合地域の周辺での風俗営業の営業延長(午前0時以降の営業)は不可とされている。
- 繁華街の中の幹線道路沿いであれば、住居集合地域の周辺であっても営業延長を可とする。…第9条第1号ロ(3)

許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部改正案の概要

特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類…第17条

- 営業の方法を記載した書類
- 営業所の使用権原を疎明する書類
- 営業所の平面図、営業所の周囲の略図
- 人的欠格事由の確認に必要な以下の書類 等
 - (1) 申請者が個人の場合
 - ・ 住民票の写し
 - ・ 人的欠格事由に該当しないことを誓約する書面
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - ・ 法定代理人の氏名及び住所を記載した書面、法定代理人の許可を証する書面（申請者が未婚の未成年者の場合）等
 - (2) 申請者が法人の場合
 - ・ 定款及び登記事項証明書
 - ・ 役員の住民票の写し
 - ・ 役員が人的欠格事由に該当しないことを誓約する書面
 - ・ 役員が成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 等

《上記の添付書類は、現行の風俗営業の許可申請書の添付書類と同様のものである。》

風営法施行規則の一部改正案の概要

1. 照度の測定方法…第2条

- 飲食用客席で遊興をさせる業態(ショーパブ等)は、飲食用客席で照度を測定する。
(営業時間の半分以上を10ルクス以下にすれば、低照度飲食店営業に当たると解釈することとする。)
- 飲食用客席以外の場所で遊興させる業態(ディスコ等)は、原則として飲食用客席で照度を測定する。ただし、飲食用客席の面積が客室の面積の1/5以下ならば、遊興させる場所を照度の測定場所に追加し、そのいずれかにおいて照度が10ルクス以下である場合は低照度飲食店営業に当たるものとする。

2. 客の迷惑行為防止措置…第27条

- 迷惑行為防止に関する客への注意喚起
- 営業所の内外の巡視、迷惑行為を行う客に対する制止
- 従業員に対する教育 等

3. 特定遊興飲食店営業の構造・設備の基準…第75条

- 客室は、1室33㎡以上(接待の防止)
- 外部からの見通し遮断の基準は設けない
- そのほかは、現行の3号営業の基準を踏襲

4. ホテル等内適合営業所の基準…第76条

営業所設置許容地域の外にあるホテル・旅館が以下の要件を満たす場合は、当該ホテル・旅館の中で特定遊興飲食店営業を営むことが認められる。

- 同一階のほかの区域、直上・直下の区域を、ホテル・旅館営業者又は風俗営業者等が管理していること
- バルコニーを設置する場合には、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること
- ホテル・旅館内を通過して、営業所に客が出入りすること
- ホテル・旅館営業者が、営業所への客の出入りを管理すること 等

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正案の概要

特定遊興飲食店営業者等が、従業員名簿、苦情の処理に関する帳簿等の記載事項を電磁的方法により保存等する場合に確保するよう努めなければならない基準の明示

- ログの取得、ログのセキュリティ確保 等
- ログイン時の識別・認証、ファイルごとのアクセス制限 等
- 定期的なバックアップ、原本と異なる場所でのバックアップファイルの保管 等
- ウイルス対策

《上記の基準は、他の警察関係法令に基づき、事業者が電磁的記録を作成する時に確保するべき基準と同様のものである。》

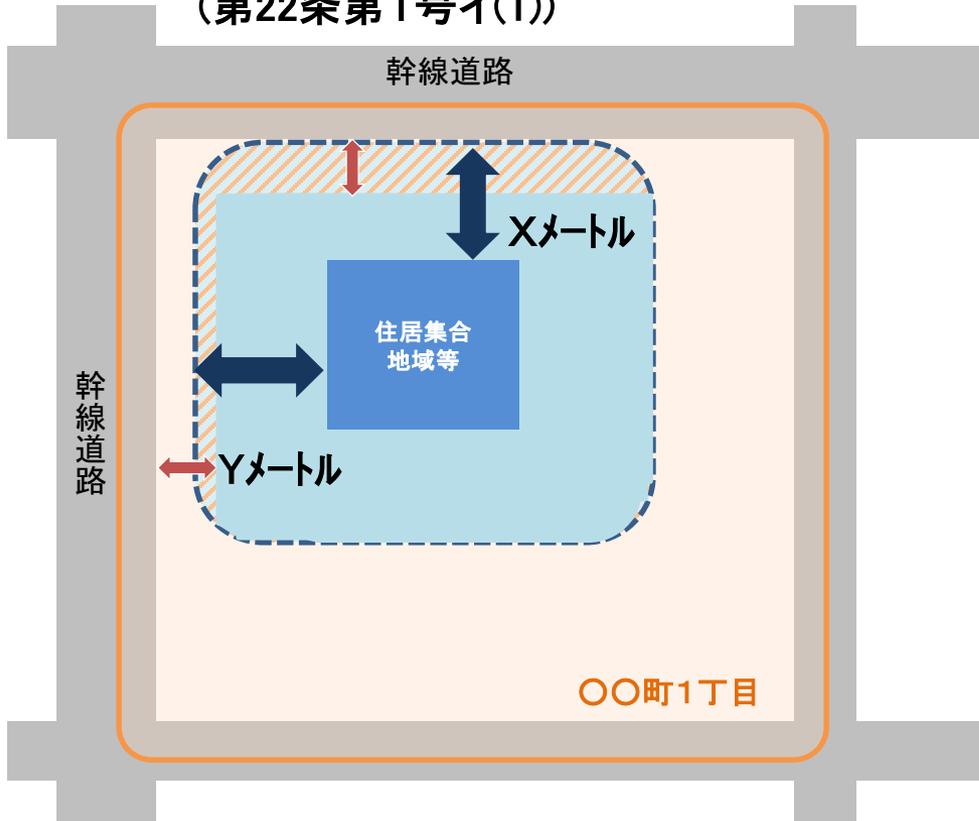
解釈運用基準の一部改正案の概要

特定遊興飲食店営業に該当する営業形態の明示

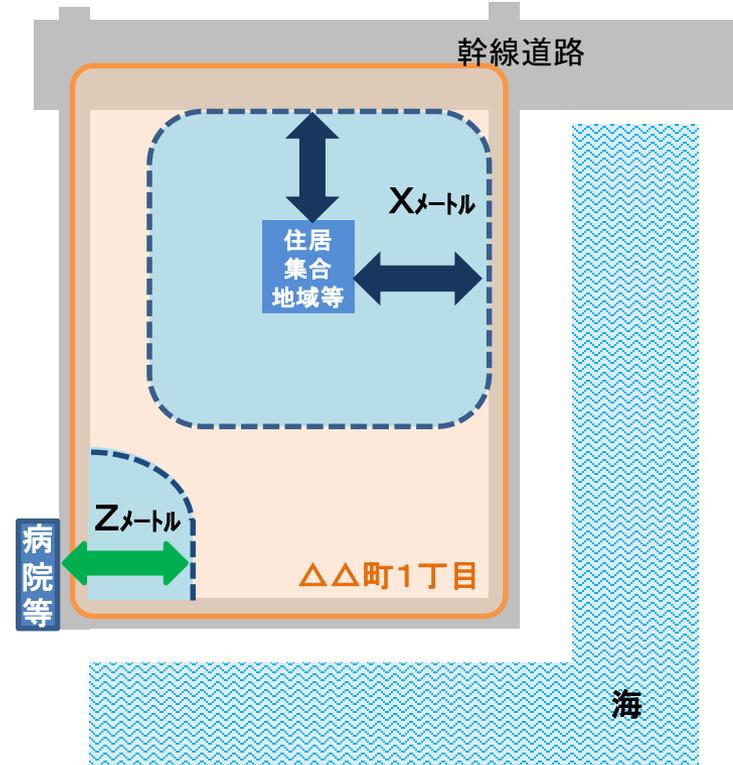
- 特定遊興飲食店営業は、深夜・遊興・飲酒の3要素の全てを満たす営業である。
- 遊興とは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせることを指す。
 - ・ ショーや演奏の類を客に見聞きさせる鑑賞型サービス
鑑賞するよう客に勧める行為、実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為等は、遊興に当たる。
 - ・ 客に遊戯、ゲーム等を行わせる参加型サービス
遊戯等を行うよう客に勧める行為、遊戯等を盛り上げるための言動や演出を行う行為等は、遊興に当たる。
- 営利性や継続性がないものは特定遊興飲食店営業に当たらない。
例： 結婚式の二次会、毎年1回開催される一夜のイベント等
- 飲食をさせる設備がないものは特定遊興飲食店営業に当たらない。
例： 寄席、クラシック音楽の劇場等

特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定のイメージ(案)

1. 風俗営業等密集地域 (〇〇町1丁目) (第22条第1号イ(1))



2. 深夜における居住者が少ない地域 (△△町1丁目) (第22条第1号イ(2))



X: 都道府県が決定

(参考: 風俗営業の営業延長許容地域では、東京都は20m、青森県と神奈川県は30m、他の道府県は数値を規定せず)

Y: 50mを限度とし、都道府県が決定

Z: 100mを限度とし、都道府県が決定

 営業所設置許容地域(第22条第1号イ(1)又は(2))

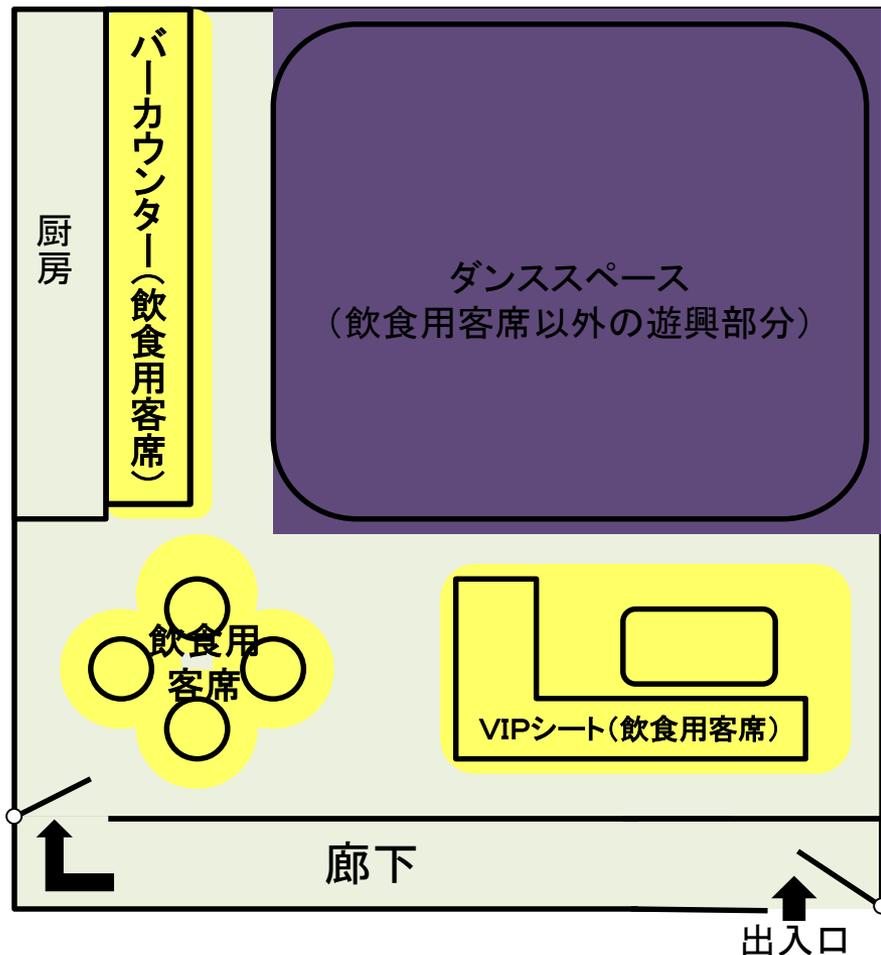
 住居集合地域等(第22条第1号ロ(1)又は(2))又は保全対象施設(病院等)

 住居集合地域等に隣接する地域(第22条第1号ロ(3))又は保全対象施設の周辺の地域(第22条第1号ロ(4))であるため、営業所設置許容地域とならない地域
( はその例外)

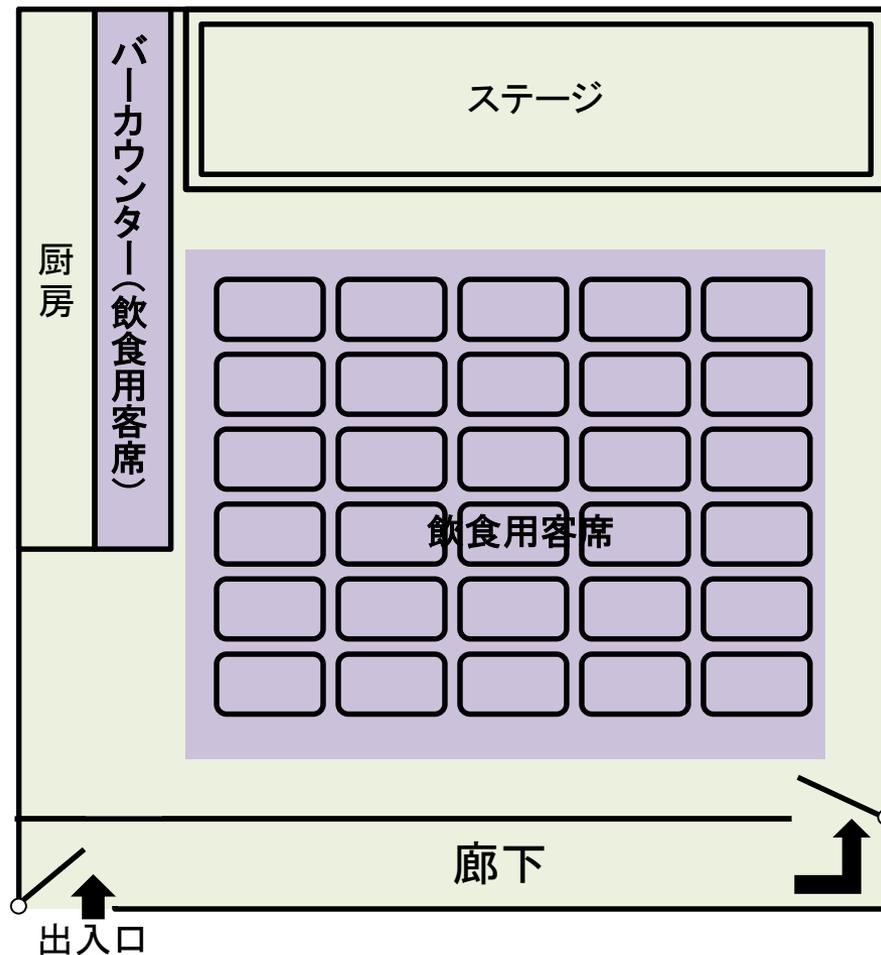
 住居集合地域等に隣接するが、幹線道路に面するため営業所設置許容地域となり得る地域(第22条第1号ロ(3)括弧書き)

特定遊興飲食店営業の照度測定場所のイメージ(案)

飲食用客席以外の場所で遊興をさせる営業形態



飲食用客席のみで遊興をさせる営業形態



- ... 10ルクス超とする場所(常時維持)
- ... 測定対象外(飲食用客席が客室の1/5以下ならば測定対象)

- ... 10ルクス超とする場所(一時的に下回ること可)
- ... 測定対象外